

川崎医療短期大学安全保障輸出管理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、川崎医療短期大学安全保障輸出管理規程第8条の規定に基づき、川崎医療短期大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議、調査等を行うとともに、これらの事項に関し指導、助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 輸出等の取引の該非判定及び取引審査に関する事項
- (2) 輸出管理に係る教育に関する事項
- (3) 輸出管理に係る監査の実施に関する事項
- (4) その他本学の輸出管理に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、輸出管理統括責任者を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科長
 - (2) 学内委員として学長が指名する者 若干名
 - (3) その他学長が特に必要と認めた者
- 2 委員長が特に必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 3 委員は、学長が委嘱する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって行う。可否同数の場合は委員長が決議するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 前各項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、事務室において処理する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。